令和９年度版

中央区学童クラブ等入会案内

小学生の放課後等の居場所ご案内

✻ 小学生の放課後等の居場所　▶２～３ページ

✻ 学童クラブ　▶４～９ページ

✻ プレディ　▶１０～１２ページ

✻ 児童館の一般来館　▶１３ページ

✻ 朝の子どもの居場所づくり事業　▶１３ページ

✻ よくある質問　▶１４ページ

✻ 施設一覧　▶１５～１６ページ

✻ 学童クラブ　▶４～９ページ

◆令和９年４月から利用の一括募集**≪年度ごとの申請が必要です≫**

【受付期間】

令和８年１２月１日（火）～令和９年１月５日（火）

【申込方法】

６ページをご参照ください。

◆一括募集締め切り後の申込

受付期間終了後も、随時受け付けます。

ただし、一括募集期間の申込で定員に達した場合は待機となります。

◆区ホームページでも申請方法の詳細や申請書類が確認できます。

区HP

✻ プレディ　▶１０～１２ページ

◆令和９年度の春休みから利用の一括募集**≪年度ごとの申請が必要です≫**

【受付期間】

令和９年２月１日（月）～２月２７日（土）

【申込方法】

１１ページをご参照ください。

◆一括募集締め切り後の申込

受付期間終了後も、随時受け付けます。

ただし、一括募集期間を過ぎて申請をした場合は始業式（入学式）以降の利用となります。

春休みからの利用を希望する場合は、登録申請期間は厳守してください。

◆区ホームページでも申込方法の詳細や申請書類が確認できます。

区HP

✻ 児童館の一般来館　▶１３ページ

◆区ホームページでも児童館の情報が確認できます。

区HP

✻ 朝の子どもの居場所づくり事業　▶１３ページ

◆令和９年４月１６日から利用の一括募集

【受付期間】

令和９年２月１日（月）～３月３１日（水）

◆区ホームページでも申請方法の詳細等が確認できます。

区HP

小学生の放課後等の居場所

1　概要

●学童クラブ：学校終了後、直接学童クラブを利用します



◆こんなご家庭が対象です

- ☑　**保護者の就労等の理由で家庭と連携した育成を必要とするご家庭（事前の出欠連絡が必要）**
- ☑　**週３日以上の定期的な利用が必要なご家庭**

※学童クラブの利用が週２日以下に留まる方や、午後４時より前に退室することが多い方は、プレディの利用をご検討ください。

保護者の就労等により放課後帰宅しても家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに生活指導などを行います。

運営にあたっては、**個人面談や保護者会などの実施を通してご家庭と連携しながら**、児童の育成に取り組んでいます。

各施設でそれぞれ定員を設けており、入会決定にあたっては審査を実施しています。

●子どもの居場所「プレディ」：学校終了後、直接プレディを利用します

◆こんなご家庭におすすめです

- ☑　**利用したいときだけ利用を希望するご家庭（事前の出欠連絡は不要）**

※週に1回程度の利用、利用時間が１時間程度に留まる、習い事等の状況に合わせて利用するなど。

- ☑　**プレディの行事やイベントに参加したいご家庭**

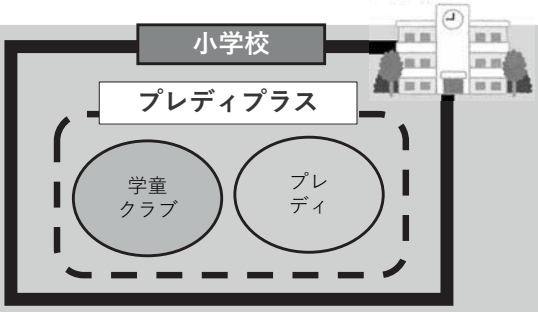
学校内の施設を活用し、児童が安全に安心して自主学習や自主遊びを行える居場所を提供する事業（放課後子供教室）です。保護者の就労等に関係なく、自由に利用することができる『参加型』の居場所です。

運営にあたっては、個人面談や保護者会などは行いませんが、サポーター（保護者や地域のボランティアなど）の協力も得ており、地域と交流しながら活動をしています。

定員はなく、登録を終えれば、利用したい日に利用することができます。

≪プレディプラスについて≫

学校内で、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童が、職員の見守りのもと、共通の活動も行いながら過ごします。



●児童館の一般来館：学校終了後、帰宅してから来館します

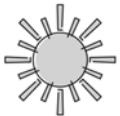
◆こんなご家庭におすすめです

- ☑　**児童館の行事やイベントに参加したり、好きなときに児童館で遊びたいご家庭**

児童館は、児童が健やかで豊かな情操を育めるよう健全育成活動を行っています。

工作室やホール、遊戯室などがあり、児童が自由に遊び、様々な行事や活動に参加することで、学年や地域をこえた交流の輪も広げられます。

●朝の子どもの居場所づくり事業：学校登校時間前に利用します。



- ☑　**保護者の出勤に伴い、自宅で保護を受けられない小学校１年生を対象としています。**

学校内に、登校時間まで安全に過ごせる居場所を提供します。

読書や自習等をして静かに過ごします。利用にあたっては事前登録が必要です。

2　各制度の特長

区分		学童クラブ	プレディ		児童館の一般来館
		ー	午後5時を過ぎて利用	午後5時まで	ー
対象者		区立小学校に在学、または区内に居住し、区外の小学校に在学している児童			0歳～18歳までの児童
定員		あり	なし		なし
要件		あり（保護者の就労等）	あり（保護者の就労等）	なし	なし
実施日		日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日			祝日、年末年始を除く毎日 ※「こどもの日」は開館
実施時間	平日	放課後から午後6時まで	放課後から午後5時まで		放課後から午後5時まで
	延長利用	午後7時30分まで	午後7時30分まで	ー	なし
	土曜日	午前8時30分から午後5時まで （※学校内学童クラブは午後6時まで）	午前8時30分から午後5時まで		午前9時から午後5時まで
	延長利用	なし	午後6時まで	ー	なし
	学校休業日	午前8時30分から午後6時まで	午前8時30分から午後5時まで		午前9時から午後5時まで
	延長利用	午後7時30分まで	午後7時30分まで	ー	なし
申請方法 登録方法		希望する施設に申請書類を提出 又は、中央区役所放課後対策課に郵送	希望する施設に直接申し込み		なし
利用方法		下校後、直接利用（事前出欠連絡）	下校後、直接利用（利用票持参）		下校後、一度帰宅してから来館
1日利用時の昼食		お弁当持参 （※長期休業期間中は、事前に登録をすれば注文弁当の利用が可能）			原則、一度帰宅して昼食をとる
おやつ		あり	あり	なし	なし
帰宅	午後6時まで	保護者の指定した時刻、方法で帰宅	保護者の指定した時刻、方法で帰宅		自由帰宅
	午後6時過ぎ	お迎え必須	お迎え必須	ー	ー
出欠確認		あり	なし （※勤務証明書等の提出により利用可能）		なし
入退室の通知		あり			なし
利用料	利用料	無料	無料	無料	無料
	延長利用料 （※午後6時過ぎ）	1回400円 月額上限5000円	1回400円 月額上限5000円	ー	ー

3　それぞれの過ごし方

学校終了

放課後

【学童クラブ】
- ●学校から施設に行きます
  ※利用予定の児童が出席していない場合、保護者に連絡します
- ●読書や学習、自由遊び、体育館遊びなどをして過ごします
  ※学校内学童クラブは校庭遊びも行います

【プレディ】
- ●学校から施設に行きます
- ●利用票を提出します
  ※原則として出欠確認は行いません
- ●読書や学習、自由遊び、校庭・体育館遊びなどをして過ごします

【児童館】
- ●学校から一度帰宅して児童館に行きます
  ※標準服のある児童は着替えてから行きます
- ●読書や学習、自由遊び、ホール遊びなどをして過ごします

午後３時

午後４時

各種イベントや教室に参加できます！
工作教室、スポーツ教室など！
★児童館学童クラブでは、児童館のイベントに参加できます
★学校内学童クラブ・プレディは夏祭りや季節行事を合同で実施するほか、宿題を行う様子を見守る日もあります

児童館のイベントや活動などに参加できます！
集団遊びや季節行事、
工作教室、スポーツ教室など

午後５時



●午後５時までに順次帰宅します

●延長利用
※勤務証明書の提出が必要です

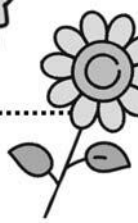


午後６時

- ●延長利用
  ※延長利用料がかかります
  ※お迎え必須です
- ●閉室

- ●延長利用
  ※延長利用料がかかります
  ※お迎え必須です
- ●閉室

午後7時30分



学童クラブ・プレディとも、基本的には一人帰りですが、時間帯によって方面別での集団退室を行っています。
（※自宅までの送りではありません。）
集団退室の時間は、午後５時と午後６時です。一人帰りは、３０分単位で送り出しをしています。
午後６時を過ぎての帰宅は、保護者のお迎えが必須です。

1　学童クラブとは

（1）学童クラブとは

保護者の就労等により放課後帰宅しても家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに生活指導などを行います。

（2）設置施設と定員

１５ページの≪学童クラブ一覧≫をご確認ください。

（3）開設日

月曜日から土曜日まで

※祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）はお休みです。

※学校内学童クラブは、学校行事や選挙などで臨時にお休みする場合があります。

※台風等に伴う荒天の場合も臨時にお休みすることがあります。

（4）利用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

（5）利用時間・延長利用

◆月曜日から金曜日

①児童館学童クラブは、放課後から午後６時まで

②学校内学童クラブは、当該学校の放課後から午後６時まで

◆学校休業日

午前８時３０分から午後６時まで

学校内学童クラブは、実施している学校の休業日を指します。

◆土曜日

午前８時３０分から午後５時まで（学校内学童クラブは午後６時まで）

◆延長利用（※平日に限る）

勤務の都合等によりやむを得ず午後６時を過ぎて利用する必要がある場合には、**午後７時３０分まで**利用可能です。

午後６時を過ぎて利用する場合は、必ずお迎えが必要となります。

◆注意事項

●学童クラブでは登室後の一時外出は認めていません。塾や習い事等に通う場合は退室になり、再度学童クラブを利用することはできません。

●学校から塾や習い事に行き、その後、学童クラブを利用することもできません。

●土曜日や学校休業日にお昼をはさんで利用する場合は、お弁当と水筒等の持参が必要です。（長期休業期間中は、事前に登録をすれば注文弁当の利用が可能です。）

（6）利用料

<u>無料</u>です。

※民設民営学童クラブは利用料金がかかります。詳細は各施設にご確認ください。

◆傷害・賠償責任保険（年６００円/１人）に加入します。手続き等は各施設で行います。補償内容等は１４ページ≪よくある質問≫をご確認ください。

◆延長利用をする場合、延長利用料（１回４００円、月上限５０００円）がかかります。

※生活保護世帯や住民税非課税世帯の場合は免除になります。（申請が必要です）

◆各学童クラブには保護者の会があり、おやつ代、会費等が必要となります。

2　対象者

保護者の就労・疾病等の理由により、家庭で適切な保護を受けることができない児童であって、次の種別（①～③）ごとにいずれかの要件を充たす方が対象です。

令和９年度から、育児休業を取得している場合も、学童クラブの利用申請と継続利用が可能になります。

①児童館学童クラブ
- 区立小学校に在学している児童
- 区内に居住し区外の小学校に在学している児童

②学校内学童クラブ
- 学校内学童クラブのある小学校に在学している児童
- 当該小学校の通学区域内に居住している児童

※在籍校・指定校の双方に学校内学童クラブおよびプレディがない場合は、１５ページ≪学童クラブ一覧≫からいずれか１つの学童クラブを選択

③民設民営学童クラブ（１５ページ≪学童クラブ一覧≫参照）
- 区立小学校に在学している児童
- 区内に居住し区外の小学校に在学している児童

注１　民設民営学童クラブに申請している方（決定・待機問わず）も、児童館・学校内学童クラブに申し込むことができます。（併願制）

注２　**児童館・学校内学童クラブ、民設民営学童クラブ及び子どもの居場所「プレディ」は重複して在籍することはできません。在籍できる施設は１ヶ所に限ります。**

注３　各学童クラブにおいて、募集児童数を超える申込みがあった場合は、区内在住（生活の本拠地として寝起きする場所）の児童を優先します。

注４　出産による学童クラブの利用期間は、出産月とその前２か月及び出産日から数えて８週間を経過した日の翌日が属する月の末日までです。

注５　育児休業の取得に係る選考指数は以下のとおり適用します。

・5月1日までに復職予定：就労形態に応じた選考指数（以下「就労要件」という）
・5月2日以降に復職予定：育児休業の選考指数
　※復職予定日に応じて、以下の通り就労要件で審査を行います。
　　・各月1日に復職する方は、その前月1日から就労要件での審査とします。
　　・各月2日以降に復職する方は、その当月1日から就労要件での審査とします。

【申込み可能な学童クラブ】

在籍校又は指定校に学校内学童クラブがありますか。
→（いいえ）在籍校又は指定校にプレディがありますか。
→（いいえ）すべての学童クラブにお申込みできます。

在籍校又は指定校に学校内学童クラブがありますか。
↓（はい）児童館学童クラブ、在籍校又は指定校にある学校内学童クラブにお申込みできます。

在籍校又は指定校にプレディがありますか。
↓（はい）児童館学童クラブにお申込みできます。

在籍校 ： 通学している小学校
指定校 ： 居住地の通学区域にある小学校

3　申請方法

（1）一括募集に関する申請の流れ

申請（期限厳守）
令和８年１２月１日（火）から
令和９年１月５日（火）まで
※期限を過ぎると一括募集の審査対象になりません。

↓

審査
提出された書類に基づき、審査します。

↓

結果の通知
令和９年２月上旬頃、ご自宅宛てに郵送します。

↓

保護者説明会
令和９年２月下旬から３月上旬ごろに、利用予定の学童クラブで実施します。

↓

必要書類の提出
緊急連絡先等の書類を提出していただきます。

↓

利用開始
令和９年４月１日（木）から利用が可能です。

（2）一括募集の受付期間

令和８年１２月１日（火）～令和９年１月５日（火）
※受付期間終了後も随時受付を行いますが、一括募集期間の申込で定員に達した場合は入会待機となります。

（3）申込方法

直接持参、又は、郵送で申し込めます。
持参する場合：第一希望の学童クラブに書類を提出してください。
郵送する場合：「中央区役所 放課後対策課 放課後支援係」宛てに受付期間内（**令和９年１月５日必着**）に郵送してください。
※郵便事故などによる書類の紛失を防ぐために、特定記録郵便などの利用をお願いします。

〒１０４－８４０４　東京都中央区築地１－１－１
「中央区役所　放課後対策課　放課後支援係」

（4）提出書類

以下の書類のうち、各ご家庭の状況により必要な書類を提出してください。

①	学童クラブ利用申請書（**全員**）
②-1	家庭で保護することができない状況を証明する書類（**全員**）
②-2	自営の方が事業を営んでいることを証明する書類（**自営の方**）
③	児童やご家族に関する書類（**児童やご家族に事情のある方**）
④	転入の予定を確認できる書類（**転入予定の方**）
⑤	学童クラブ延長利用申請書（**午後6時から午後7時30分までの延長利用希望の方**）
⑥	学童クラブ申請提出書類チェックシート（**全員**）



※民設民営学童クラブに申請している方は、①以外の書類については、写しを使用しての申請が可能です。詳しくは各民設民営学童クラブへお問い合わせください。
※提出時に提出書類の不足がある場合、申請受付ができません。受付期間内に申請受付ができない場合、一括募集における審査の対象となりません。

◆単身赴任の場合は、遠隔地に住んでいることを証明できる書類（賃貸借契約書、直近３か月分の公共料金の領収書、辞令の写し等）が必要です。
提出がない場合、審査において単身赴任の条件は適用されません。

◆審査にあたっては、**申請時の状況で審査します。**

◆各提出書類の記載内容に変更がある場合は、申請した学童クラブにご相談ください。

（５）各書類の概要

①　学童クラブ利用申請書（全員）

申込みの基本になる書類です。
鉛筆や消せるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。

②－１　家庭で保護することができない状況を証明する書類（全員）

申請資格を確認する書類です。
下表を参照の上、保護者の状況に応じた必要書類を提出してください。
「勤務証明書」等は勤務先の都合により交付に時間がかかる場合がありますので、余裕を持ってご準備ください。

<table>
<tr><th colspan="2">保護者の状況</th><th>必要書類（発行日から3か月以内）</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="2">就　労
（内定含む）</td><td>外　勤</td><td>勤務（内定）証明書【外勤用】</td><td rowspan="2">勤務（内定）証明書は、勤務先のご担当者が記入する書類です。</td></tr>
<tr><td>自　営</td><td>「勤務（内定）証明書【自営用】」及び
「事業を営んでいることを証明する書類」
（※８ページ②－２を参照してください）</td></tr>
<tr><td colspan="2">出　産</td><td>申立書、母子健康手帳の写し
（表紙と分娩予定日が分かるページの写し）</td><td rowspan="7">「申立書」は区のホームページからダウンロードしてください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">疾病・障害</td><td>申立書、診断書又は意見書の写し（病名、症状、回復見込みなど保育ができない旨の記載があるもの）
障害者手帳の写し
（氏名、障害名、等級の記載があるもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">看護（介護）
※原則、同居親族の場合です。</td><td>申立書、看護・介護が必要な状況が分かる書類
（介護保険証や入院証明書など）</td></tr>
<tr><td colspan="2">求　職</td><td>申立書、離職票等の写し（お持ちの方）
※就労後は勤務証明書の提出が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">育児休業</td><td>勤務（内定）証明書
※「育児休業の取得（予定）期間」欄の記載が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">就　学</td><td>就学予定の方　・・・申立書　　就学予定証明書の写し</td></tr>
<tr><td>在学している方・・・申立書　　学生証の写し、
履修時間が分かるもの（時間割の写し等）</td></tr>
</table>

※申請に必要な書類は、区のホームページからダウンロードすることができます。
以下のQRコード（区HP）をご参照ください。
※Logoフォームを活用し、学童クラブ（民設民営学童クラブを除く）の申請に必要な書類などの確認をすることができます。QRコード（必要書類ナビゲーション）をご参照ください。

区HP　　必要書類ナビゲーション

②－２　自営の方が事業を営んでいることを証明する書類（自営の方）

次表のAグループと、Bグループの中から、それぞれ提出可能なものをひとつずつ選んでいただき、写しを提出してください。

<table>
<tr><th>Aグループ</th><th colspan="2">Bグループ</th></tr>
<tr><td rowspan="3">会社やお店の所在等を確認できる書類

●税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書

●営業許可書

●登記事項証明書

●事務所やお店を開業していること がわかるパンフレット・チラシ・ホームページのコピーなど</td><td colspan="2">継続して働いていることがわかる書類
（直近３か月分を提出してください。なお、復職予定で申込む方は、休職前の３か月分を提出してください。）</td></tr>
<tr><td>自営中心者</td><td>自営協力者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">危険有害物等追加書類

職場と住居が同一で危険有害物等（刃物・劇薬・火気・機械を扱う業種等）を取り扱っている場合は、追加書類を提出してください。

●危険有害物等の写真・職場と住居の間取り図（手描き可）</td><td>●営業上必要な材料等の仕入伝票（各月2、3枚ずつ）
●商品等販売代金の請求書、領収書
●請負契約書
●給与明細書・報酬の記録（報酬が振り込まれた通帳など）
●賃金台帳
●出勤の記録（タイムカードなど）
●通勤記録
●事業所名が記載された公共料金領収書
など</td><td>●給与明細書・報酬の記録（報酬が振り込まれた通帳など）
●賃金台帳
●出勤の記録（タイムカードなど）
●通勤記録
●就労状況申告書（スケジュールの記録）
など</td></tr>
</table>

③　児童やご家族に関する書類（該当する場合のみ）

児童やご家族の状況に合わせて書類の写しを提出してください。審査基準において加算や優先の対象となる場合であっても、書類の提出がなければ対象になりません。

児童が障害者手帳・証書等を所持している場合（いずれかの写しひとつ）	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、医師の診断書、障害児通所受給者証　など
ひとり親家庭（いずれかの写しひとつ）	児童扶養手当証書、戸籍全部事項証明書（受理証明書）、事件係属証明書（調定期日通知書）　　など
生活保護受給世帯 住民税非課税世帯 （いずれかの写しひとつ）	生活保護受給証明書、令和８年度住民税非課税証明書（世帯員分） ※住民税を申告していない場合は、申告の上、非課税証明書を提出してください。

④ 転入の予定を確認できる書類（転入予定の方）

申請時に、転入誓約書と不動産売買（賃貸）契約書の写しを提出してください。

ただし、利用にあたっては利用開始日の前日まで（令和９年４月１日利用の場合は、令和９年３月３１日まで）に中央区への転入手続きが完了することが条件となります。

転入誓約書は区のホームページからダウンロードできます。

なお、区内居住の事実を確認するため、公共料金の領収書等を提示していただくことがあります。

⑤　学童クラブ延長利用申請書（希望する方）

平日の午後６時から午後７時３０分までの延長利用を希望する方は提出してください。

⑥　学童クラブ申請提出書類チェックシート（全員）

本シートは、提出書類に不備が生じないよう確認するシートです。

調整指数の決定にかかわる書類などが不足している場合、調整指数表の調整指数は適用されません。そのため、必ず本シートで必要書類を確認し、申請書等の書類と併せて本シートもご提出ください。

4　利用児童の決定

（1）利用児童の決定

利用児童は、別紙「中央区学童クラブ利用審査の基準」に基づき、提出された書類を審査し決定します。書類提出後、必要に応じて状況をお尋ねしたり、追加書類の提出をお願いすることがあります。

なお、申請資格を満たしていても、定員を超える申請があった場合は、ご希望に添えない（入会待機となる）ことがあります。

また、受付期間内に提出（郵送の場合は必着）しなかった場合、一括募集の審査対象にはなりませんので、提出締切日を厳守してください。

（2）結果通知

申請者には審査結果を文書により通知します。

＊令和９年４月１日からの利用に関する結果は２月上旬発送予定です。

＊一括募集の受付期間終了後に提出した方へは、３月上旬までに結果を発送する予定です。

（3）保留通知が届いた場合

保留通知に記載している学童クラブの待機となります。

待機中に申込時と状況が変わった場合は、必ず通知に記載している学童クラブへご連絡ください。

◆申請にあたって

①選考指数と調整指数の合計点が高い方から順に入会決定を行います。
第一希望の学童クラブに入会できない場合は、第二希望の学童クラブについて審査を行います。
なお、第一希望先、第二希望先ともに空きがない場合は、第一希望先の待機となります。

②延長利用料に滞納（兄弟姉妹分を含む）があると、利用できない場合（調整指数表の番号９を適用）があります。

③学童クラブの利用が週２日以下に留まる方や、午後４時より前に退室することが多い方は、プレディの利用をご検討ください。

④学童クラブと保護者の会が連携して、おやつを提供しています。保護者の会がおやつ代の管理・おやつの購入を行いますので、ご協力よろしくお願いします。

⑤「児童虐待の防止等に関する法律」により、施設職員が虐待に気づいたとき、虐待のおそれがあるときや虐待の通報を受けたときは、速やかに子ども家庭支援センターや児童相談所へ通告します。

⑥お子さんに障害があるなど、学童クラブの利用に不安のある方はご相談ください。

5　入退室管理システム（コドモン）

「入退室管理システム（コドモン）」により児童の出欠確認や入退室時間の通知、施設から保護者へのお知らせ等の配信を行っています。

利用料は無料ですが、通信費用はご負担いただきます。

保護者会等でコドモンの登録案内を配布しますので、内容をご確認の上、登録のご協力をお願いします。

1　子どもの居場所「プレディ」とは

（1）子どもの居場所「プレディ」とは

学校内の施設を活用し、児童が安全に安心して自主学習や自主遊びを行える居場所を提供する事業（放課後子供教室）です。保護者の就労等に関係なく、自由に利用することができる『参加型』の居場所です。

（2）設置施設

１５ページの≪プレディ一覧≫をご確認ください。

（3）開設日

月曜日から土曜日まで
※祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）はお休みです。
※学校行事や選挙の実施のほか、荒天時などの場合も臨時にお休みする場合があります。

（4）利用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

（5）開設時間・延長利用

◆月曜日から金曜日

放課後から午後５時まで

◆土曜日・学校休業日

午前８時３０分から午後５時まで
学校休業日は、実施している学校の休業日を指します。

◆延長利用

保護者の就労などの特別な事情がある場合は、延長利用登録をすることで、
午後７時３０分（土曜日は午後６時）まで利用できます。
午後６時を過ぎて利用する場合は、必ずお迎えが必要となります。

◆注意事項

●プレディでは登室後の一時外出は認めていません。塾や習い事等に通う場合は退室になり、再度プレディを利用することはできません。
●学校から塾や習い事に行き、その後、プレディを利用することもできません。
●土曜日や学校休業日にお昼をはさんで利用する場合は、お弁当と水筒等の持参が必要です。（長期休業期間中は、事前に登録をすれば注文弁当の利用が可能です。）

（6）利用料

<u>無料</u>です。

◆傷害・賠償責任保険（年６００円/１人）に加入します。手続き等は各施設で行います。
補償内容等の詳細は１４ページ≪よくある質問≫をご確認ください。
◆午後６時を過ぎてご利用になる場合、延長利用料（１回４００円、月上限５０００円）がかかります。
※生活保護世帯や住民税非課税世帯の場合は免除になります。（申請が必要です）
◆午後５時を過ぎて利用する場合は、保護者が運営するおやつの会へ入会し、おやつ代が必要となります。

（７）利用方法

プレディの利用を希望する日に、受付で利用票を確認します。利用票は、保護者と児童で確認の上、当日の利用時間・お迎えの有無等を必ず記入してください。

利用票を忘れた場合や未記入の場合は、プレディの利用はできません。

利用票を紛失・破損した場合は、再交付しますので直ちにお申し出ください。

２　対象者

区立小学校の在籍児童又は区内に居住する小学校児童（利用には登録が必要です）

◆利用できるプレディ（※利用登録できるプレディは１つです。）

①在籍する小学校（以下「在籍校」という。）のプレディ
②在籍校と、居住地の通学区域の小学校（以下「指定校」という。）の双方にプレディがある場合は、いずれか一方のプレディ
③在籍校にプレディがなく、指定校にプレディがある場合は指定校のプレディ
④在籍校と指定校のどちらにもプレディがない場合は、１５ページ≪プレディ一覧≫からいずれか１つのプレディを選択

３　利用登録・登録申請

（１）利用登録

プレディを利用するには、毎年、事前の登録が必要です。**（定員なし）**
現在利用中の方が、次年度引き続き利用を希望する場合も、改めて登録してください。
また、**区立の学童クラブ、民設民営学童クラブ（１５ページ≪学童クラブ一覧≫参照）との重複登録はできません。在籍できる施設は１ヶ所に限ります。**

（２）登録申請期間

◆令和９年度の春休み（４月１日～４月５日）から利用する場合
令和９年２月１日（月）から２月２７日（土）まで
※この申請期間を過ぎて申請をした場合は始業式（入学式）以降の利用となります。
春休みからの利用を希望する場合、登録申請期間は厳守してください。

◆令和９年度の春休み終了後から利用する場合
随時申請を受け付けます。申請受付後に利用することができます。



（３）登録申請場所

利用を希望するプレディに直接申請してください。
※各プレディの所在地・受付時間等は１５ページ≪プレディ一覧≫をご確認ください。

（４）登録時に必要なもの

●利用申請書（春休みから利用したい方は「新年度用」の申請書）
●傷害・賠償責任保険料６００円
●保護者全員の勤務証明書（午後５時を過ぎての延長利用を希望する方のみ）
※勤務証明書は原則、発行日から３か月以内

必要な書類は、各プレディまたは区役所地下１階福祉保健部放課後対策課にあるほか、区のホームページからもダウンロードすることができます。
QRコードをご参照ください。

区HP

（5）注意事項

◆兄弟姉妹等複数人を利用登録する場合の勤務証明書は、一世帯１部の提出で構いません。
◆利用登録の際に、プレディの利用方法等について、保護者に聞き取りをさせていただく場合があります。

【勤務証明書の提出の省略について】

区立の学童クラブに登録又は申請している児童がプレディに登録を変更する際は、プレディへの「勤務証明書」（発行日から３か月以内のものに限る）の提出を省略できる場合がありますので、登録又は申請している学童クラブにご相談ください。

ただし、「勤務証明書」を提出しているプレディ登録児童が区立の学童クラブに利用申請を行う場合は、区立の学童クラブへの「勤務証明書」の提出は省略できませんのでご注意ください。

4　入退室管理システム（コドモン）

「入退室管理システム（コドモン）」により児童の入退室時間の通知や、施設から保護者へのお知らせ等の配信を行っています。

利用料は無料ですが、通信費用はご負担いただきます。

利用登録時にコドモンの登録案内を配布しますので、内容をご確認の上、登録のご協力をお願いします。

また、保護者全員が就労等をしているご家庭は、希望により、施設が出欠の確認を行います。（勤務証明書の提出と事前の利用予定申請が必要です。）

5　サポーター（ボランティア）について

プレディは「地域の子どもは地域で育てよう！」という趣旨のもと、サポーター（保護者や地域の方など）と協力して、日々、子どもたちを見守っています。サポーターは登録制で、各プレディで随時受付を行っています。詳細は各施設にお問い合わせください。

◆利用にあたって

①プレディと保護者が運営するおやつの会が連携して、おやつを提供しています。おやつの会がおやつ代の管理・おやつの購入を行いますので、ご協力よろしくお願いします。
②「児童虐待の防止等に関する法律」により、施設職員が虐待に気づいたとき、虐待のおそれがあるときや虐待の通報を受けたときは、速やかに子ども家庭支援センターや児童相談所へ通告します。
③プレディ城東・京築・常盤・阪本の運営にあたり、スクールバスの運行は行いません。
※京橋築地小にてスクールバスの運行が開始されても、他の小学校同様、スクールバスを運行しません。



児童館の一般来館

（１）児童館とは

児童館は、児童が健やかで豊かな情操を育めるよう健全育成活動を行っています。
工作室やホール、遊戯室などがあり、児童が自由に遊び、様々な行事や活動に参加することで、学年や地域をこえた交流の輪も広げられます。

（２）対象施設

１６ページの≪児童館一覧≫をご確認ください。

（３）開館日

毎日
※祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）はお休みです。
（日曜日と祝日が重なる場合は、開館します。）
※「こどもの日」は開館しています。

（４）利用時間

午前９時から午後５時
（中高生については、午後８時まで利用できる児童館もあります。）

（５）注意事項

◆学校から下校後、帰宅したのちに来館し、児童館を利用します。
◆学校へのお迎えや帰宅時間の管理等は行いません。

（６）その他

お子さんのみで児童館を利用する場合は、災害発生時等に備え、 緊急連絡先登録書の提出をお願いしています。登録用紙は児童館窓口で配布しています。
また、保護者の就労等により、学校休業日等に昼食を一人で食べる児童などに対応するため、ランチタイム事業を実施しています。各児童館にお問い合わせください。

朝の子どもの居場所づくり事業

（１）朝の子どもの居場所づくり事業とは

保護者の出勤が登校時間より早いお子さんが、校内のプレディプラスルームなどで朝の時間を安全に過ごせる場を設けています。見守り員が配置された安全な環境のなかで、読書や自習等をして静かに過ごします。

（２）対象者

実施校に通学しており、保護者の就労により自宅で保護を受けられない小学校１年生

（３）実施日時

令和９年４月１６日～令和１０年３月３１日の間の学校登校日・学校休業日
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は実施しません。
午前７時３０分～各学校の登校時間まで

（４）実施場所

学校登校日：城東小・泰明小・常盤小・阪本小を除く区立小学校
学校休業日：児童館またはプレディプラス

区HP

（５）登録申請期間　※本事業を利用するには事前の登録が必要です。
令和９年２月１日（月）～令和９年３月３１日（水）
※この申請期間を過ぎて申請をした場合は５月６日以降の利用となります。
※区ホームページ掲載の利用申請フォームより登録をお願いします。

よくある質問（学童クラブ・プレディ）

1　申請は毎年必要ですか？

利用を希望する年度ごとに必要です。

2　どの施設に申し込めますか？

申し込める施設・利用できる施設は、居住地や保護者の就労状況等によって異なります。詳細は２～３ページに記載の≪小学生の放課後等の居場所≫をご確認ください。

各施設の所在地や問い合わせ先等は１５～１６ページに記載の≪施設一覧≫をご確認ください。

3　見学はできますか？

見学は可能ですが、事前に希望する施設へ直接ご連絡ください。

各施設の連絡先は１５ページ≪施設一覧≫をご確認ください。

4　加入する保険の詳細を教えてください。

区立の学童クラブ及びプレディを利用する児童は、傷害・賠償責任保険に加入します。保険料は、児童一人あたり年間６００円です。

◆補償は、医療費の実費ではなく、通院等１日あたりの定額保険金です。

〔令和９年度の主な内容（予定）〕

けがなどの治療で通院　１日につき１,５００円

けがなどの治療で入院　１日につき４,０００円

※民設民営学童クラブは施設によって加入する保険が異なります。



5　学童クラブとプレディは何が違うのでしょうか？

学童クラブは、保護者の就労等が前提となり、子どもたちに、遊びや生活の場を提供するとともに生活指導などを行う事業です。誕生会や季節ごとのイベントなど独自の行事があります。

プレディは、保護者の就労等を問わず、学校内の施設を活用し、子どもたちの自主的な参加のもとに、遊びをはじめ自学習・スポーツ・文化活動の他、季節ごとのイベントなどを行う事業です。

各事業の特長や過ごし方は、２～３ページに記載の≪小学生の放課後等の居場所≫をご確認ください。

6　学童クラブとプレディを利用する場合、子ども一人で帰宅するのでしょうか。

学童クラブ・プレディとも、基本的には一人帰りですが、時間帯によって方面別での集団退室を行っています。（※自宅までの送りではありません。）

集団退室の時間は、午後５時と午後６時です。

一人帰りは、３０分単位で送り出しをしています。

午後６時を過ぎての帰宅は、保護者のお迎えが必須です。

7　学童クラブとプレディを利用する場合、毎日利用しないといけないのでしょうか？

学童クラブは、週３日以上の利用をお願いしています。

（個別に出欠席の確認を行います。）

プレディは、自由参加のため、利用したい日だけ利用することができます。

（欠席連絡等の必要はありません。）



8　通学校と異なる学校の学童クラブに入会する予定ですが、通学校が休校の場合は、午前中から学校内の学童クラブを利用できますか？

学校内学童クラブ（プレディ含む）は、当該学校の休業日（日・祝日を除く）に限り、午前８時３０分から運営をしますが、授業実施日については、放課後からの運営となるため、通学校と実施校の休業日が異なる場合は、放課後からの利用となります。

施設一覧（令和９年４月予定）

≪学童クラブ一覧≫

	施設名	定員	運営主体	住所	電話番号	申込受付時間
児童館学童クラブ	築地児童館（※１）	40名	直営	中央区築地７－９－１７	３５４４－０１２７	午前９時～ 午後５時 ※祝日、年末年始 （12/29～1/3） はお休み
	浜町児童館	40名	直営	中央区日本橋浜町３－３７－１　３F	３６６９－３３８６	
	月島児童館	90名	直営	中央区月島４－１－１　２F	３５３３－０８８５	
	新川児童館	80名	㈱ポピンズエデュケア	中央区新川２－１３－４　５F	３５５３－２０８４	午前９時～ 午後７時３０分 ※祝日、年末年始 （12/29～1/3） はお休み
	堀留町児童館	45名	ライクキッズ㈱	中央区日本橋堀留町１－１－１　６F	３６６１－８９３７	
	佃児童館	100名	㈱ポピンズエデュケア	中央区佃１－１１－１　２F	３５３１－７８１１	
	勝どき児童館	100名	㈱グローバルキッズ	中央区勝どき１－８－１　４F	３５３１－３２５０	
	晴海児童館	120名	ライクキッズ㈱	中央区晴海２－４－３１	３５３４－３０２１	
学校内学童クラブ	中央小学童クラブ	40名	㈱ポピンズエデュケア	中央区湊１－４－１ （中央小学校内）	３５５１－０５２２	＜平日＞ 午後２時～ 午後７時 ＜土曜日＞ 午前９時～ 午後５時３０分 ＜当該学校休業日＞ 午前９時～午後７時 ※日曜日、祝日、年末年始 （12/29～1/3） はお休み
	明石小学童クラブ	60名	㈱ポピンズエデュケア	中央区明石町１－１５ （明石小学校内）	３５４４－２８６０	
	京橋築地小学童クラブ	65名	㈱ポピンズエデュケア	中央区築地２－１３－１ （京橋築地小学校内）	３５４５－２８４３	
	明正小学童クラブ	40名	㈱ポピンズエデュケア	中央区新川２－１３－４ （明正小学校内）	３５５１－３６７３	
	日本橋小学童クラブ	65名	ライクキッズ㈱	中央区日本橋人形町１－１－１７ （日本橋小学校内）	３６６８－２３３１	
	有馬小学童クラブ	60名	ライクキッズ㈱	中央区日本橋蛎殻町２－１０－２３ （有馬小学校内）	３６６６－３９６０	
	久松小学童クラブ	80名	ライクキッズ㈱	中央区日本橋久松町７－２ （久松小学校内）	３６６３－７０４５	
	佃島小学童クラブ	60名	㈱ポピンズエデュケア	中央区佃２－３－１ （佃島小学校内）	３５３６－７０４１	
	月島第一小学童クラブ	60名	㈱ポピンズエデュケア	中央区月島４－１５－１ （月島第一小学校内）	３５３１－４７４６	
	月島第二小学童クラブ	40名	㈱グローバルキッズ	中央区勝どき１－１２－２ （月島第二小学校内）	３５３１－１０４５	
	月島第三小学童クラブ	65名	ライクキッズ㈱	中央区晴海１－４－１ （月島第三小学校内）	３５３１－７２５１	
	豊海小学童クラブ	120名	㈱グローバルキッズ	中央区豊海町３－１ （豊海小学校内）	３５３４－１３００	
	晴海西小学童クラブ	180名	ライクキッズ㈱	中央区晴海５－３－５ （晴海西小学校内）	３５２０－８５５２	
民設民営	ベネッセ 学童クラブ人形町	60名	㈱ベネッセスタイルケア	中央区日本橋人形町２－３５－１２ 人形町アムフラット１F・２F	３５２７－３２５０	詳細は各施設に お問い合わせください。
	ベネッセ 学童クラブ月島	40名	㈱ベネッセスタイルケア	中央区月島３－７－１２ THE CITY 月島２F	３５３２－６３７８	
	ベネッセ 学童クラブ晴海	88名	㈱ベネッセスタイルケア	中央区晴海４－６－５　３F	５８５９－０７２１	
	キッズクラブ・日本橋	40名	NPO法人　三楽	中央区日本橋人形町３－５－１	６８１０－７５１１	

（※１）築地児童館は、改修工事に伴い、築地あかつきコミュニティールームを活動拠点としています。

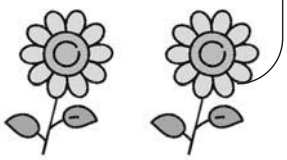
≪プレディ一覧≫

	施設名	運営主体	住所	電話番号	申込受付時間
プレディ	プレディ城東	直営	中央区八重洲２－２－１（城東小学校内）	６６６５－６７１０	＜平日＞ 午後２時～ 午後７時 ＜土曜日＞ 午前９時～ 午後５時３０分 ＜当該学校休業日＞ 午前９時～午後７時 ※日曜日、祝日、年末年始 （12/29～1/3） はお休み
	プレディ中央	㈱ポピンズエデュケア	中央区湊１－４－１（中央小学校内）	３５５１－０５２２	
	プレディ明石	㈱ポピンズエデュケア	中央区明石町１－１５（明石小学校内）	３５４４－２８６０	
	プレディ京築	㈱ポピンズエデュケア	中央区築地２－１３－１（京橋築地小学校内）	３５４５－２８４３	
	プレディ明正	㈱ポピンズエデュケア	中央区新川２－１３－４（明正小学校内）	３５５１－３６７３	
	プレディ常盤	ライクキッズ㈱	中央区日本橋本石町４－４－２６（常盤小学校内）	６６６５－０２５８	
	プレディ日本橋	ライクキッズ㈱	中央区日本橋人形町１－１－１７（日本橋小学校内）	３６６８－２３３１	
	プレディ有馬	ライクキッズ㈱	中央区日本橋蛎殻町２－１０－２３（有馬小学校内）	３６６６－３９６０	
	プレディ久松	ライクキッズ㈱	中央区日本橋久松町７－２（久松小学校内）	３６６３－７０４５	
	プレディ阪本	直営	中央区日本橋兜町１５－１８（阪本小学校内）	６６６１－７５４７	
	プレディ佃島	㈱ポピンズエデュケア	中央区佃２－３－１（佃島小学校内）	３５３６－７０４１	
	プレディ月一	㈱ポピンズエデュケア	中央区月島４－１５－１（月島第一小学校内）	３５３１－４７４６	
	プレディ月二	㈱グローバルキッズ	中央区勝どき１－１２－２（月島第二小学校内）	３５３１－１０４５	
	プレディ月三	ライクキッズ㈱	中央区晴海１－４－１（月島第三小学校内）	３５３１－７２５１	
	プレディ豊海	㈱グローバルキッズ	中央区豊海町３－１（豊海小学校内）	３５３４－１３００	
	プレディ晴海西	ライクキッズ㈱	中央区晴海５－３－５（晴海西小学校内）	３５２０－８５５２	

≪児童館一覧≫

	施設名	運営主体	住所	電話番号
児童館	築地児童館	直営	中央区築地７－９－１７	３５４４－０１２７
	新川児童館	㈱ポピンズエデュケア	中央区新川２－１３－４　５Ｆ	３５５３－２０８４
	堀留町児童館	ライクキッズ㈱	中央区日本橋堀留町１－１－１　６Ｆ	３６６１－８９３７
	浜町児童館	直営	中央区日本橋浜町３－３７－１　３Ｆ	３６６９－３３８６
	佃児童館	㈱ポピンズエデュケア	中央区佃１－１１－１　２Ｆ	３５３１－７８１１
	月島児童館	直営	中央区月島４－１－１　２Ｆ	３５３３－０８８５
	勝どき児童館	㈱グローバルキッズ	中央区勝どき１－８－１　４Ｆ	３５３１－３２５０
	晴海児童館	ライクキッズ㈱	中央区晴海２－４－３１	３５３４－３０２１

子どもたちは、学校生活だけでなく放課後の活動においても
さまざまな経験を積み重ねていきますので、
保護者の方は、お子さんの話を積極的に聞いていただき、
成長をあたたかく見守ってください。



【問い合わせ先】

◆令和９年度学童クラブ利用児童募集・その他各学童クラブに関すること
利用を希望する学童クラブ（１５ページ≪学童クラブ一覧≫参照）

◆令和９年度プレディ利用児童募集・その他各プレディに関すること
利用を希望するプレディ（１５ページ≪プレディ一覧≫参照）

◆児童館に関すること
利用を希望する児童館（１６ページ≪児童館一覧≫参照）

◆放課後対策事業全般（朝の子どもの居場所づくり事業含む）に関すること
中央区役所 福祉保健部放課後対策課 放課後支援係
電話：０３－６２７８－８３５９
住所：〒１０４－８４０４　中央区築地一丁目１番１号（地下１階）
受付時間：午前８時３０分～午後５時
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く